

原油等価格高騰に対する支援 事業者等に対する 原油等価格高騰対策支援金

－申請受付期間延長しました！－

令和5年 **2月28日(火)**まで

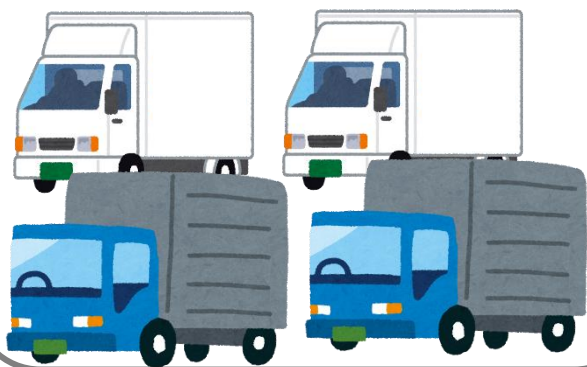
※予算上限に達するなど、事前の予告なく受付を終了する場合があります。
※郵送での申請は消印有効。

支援内容

原油や光熱費などの価格高騰により、影響を受けている市内中小企業、個人事業主等に対し、以下の支援を実施します。※主な要件は申請要領をご覧ください

①貨物自動車運送事業者への支援

事業用自動車の所有台数に応じて**最大20万円**支給！



②その他商工業者への支援

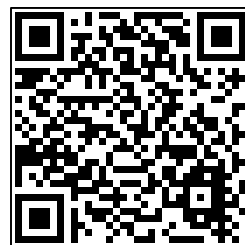
経費額の前年比較での差額に応じて**最大10万円**支給！



申請要領・様式等のダウンロード

申請書などの様式は下記の市公式HPからダウンロードできるほか、商工課窓口でも配布しています。

<https://www.city.yoshikawa.saitama.jp:443/index.cfm/23,97549,129,735.html>



【問い合わせ先・申請窓口】

吉川市役所 産業振興部 商工課 商工観光係

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野1-1

TEL : 048-982-9697 (直通) FAX : 048-981-5392 (代表)

E-mail : syoukou2@city.yoshikawa.saitama.jp



©yoshikawa

本支援金のQ&A

Q1 本支援金の対象者は？

市内に住所又は事業所を持つ中小企業（個人事業主等を含む）が対象となります。また、一般社団法人や協同組合、NPO法人なども対象となります。

Q2 対象外となる事業者は？

市で既に実施されている同様の目的である支援金（吉川市公共交通事業継続支援金、吉川市福祉施設等事業継続支援金など）の給付を受けている事業者は対象外となる他、農業者（農業法人を含む）なども対象外となります。

Q3 支援金の金額は？

本支援金では、「貨物自動車運送事業者」と「その他商工業者」の2つの区分に分かれており、それぞれ支援金額の基準や額が異なります。

<貨物自動車運送事業者>

	台数	支援金額
①	使用の本拠の位置が市内営業所の住所となる自動車が15台以下	10万円
②	使用の本拠の位置が市内営業所の住所となる自動車が16台以上	20万円

<その他商工業者>

	対象経費種類	基準（金額）	支援金額
①	燃料費、電気代、ガス代、水道代 (総額の場合や特定の燃料の選択も可)	基準月額と前年月額との差額が 2万円以上10万円未満	5万円
②		基準月額と前年月額との差額が 10万円以上の場合	10万円

Q4 申請に必要な書類は？

以下の書類をご用意ください。区分によって必要書類が異なります。

必要書類	貨物自動車運送事業者	その他商工業者
申請書兼請求書（様式第1号）	○	○
事業に係る許可書又は届出書の写し	○	×
事業用自動車内訳書（様式あり）	○	×
算定表（様式あり）	×	○
対象となる事業用自動車の車検証の写し	○	×
経費を確認できる書類（勘定元帳、レシート等）	×	○※1
市内に住所又は事業所を有することが分かる書類（申告書、登記簿の写し 等）	○	○
市税を完納していることを証する書類	△※2	△※2
振込先口座が確認できる書類	○※3	○※3

※1 算定表の下段に税理士等からの確認印があれば省略可

※2 市内在住者、市へ納税している法人は不要、**市外在住者はお住まいの市町村にて取得**

※3 通帳の1、2ページ目の写し(ふりがな等を確認します)

このほか**詳しい内容**については「**申請要領**」をご覧ください